

**「西京区おさんぽMAP（桂駅周辺エリア）」及び
「西京区おさんぽMAP（洛西エリア）」作成業務プロポーザル評価要領**

（趣旨）

第1条 この要領は、「西京区おさんぽMAP（桂駅周辺エリア）」及び「西京区おさんぽMAP（洛西エリア）」作成業務受託候補者選定要綱（以下「選定要綱」という。）第6条に定める審査方法等につき、必要な事項を定める。

（審査者）

第2条 審査者は、選定要綱第3条第2項各号の職員とする。

（審査基準）

第3条 審査者は、以下の審査基準に従い、受託候補者審査表（第1号様式）を用いて評価する。

評価項目	評価のポイント	配点
基本方針の理解	「おさんぽMAP」の基本方針を理解し、観光の分散化、交流人口の増加など、各エリアの課題を把握しているか。	15点
	地域性、公共性、業種等を重視した広告募集が可能か。	20点
実施体制	同種・類似業務の実績を有しているか	15点
	マップ作成のスケジュール	10点
	トラブル等への対応	10点
その他の提案	提案者側から積極的な提案があるか	10点
部数	作成部数に応じて配点を行う	20点
	合計得点	100点

（審査方法）

第4条 審査方法は次のとおりとする。

- (1) 審査は、選定要綱第3条に定める「西京区おさんぽMAP（桂駅周辺エリア）」及び「西京区おさんぽMAP（洛西エリア）」作成業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が開催する審査会において行う。
- (2) 審査者は、応募者から提出された提案書について、前条の審査基準に基づき各評価項目ごとに5段階で評価を行う。
- (3) 審査者の合計点数の平均が60点以上であることを前提条件とし、審査の結果、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。平均点が同じ者が複数ある場合は、作成部数の最も多かった者を受託候補者として選定する。ただし、平均

点及び作成部数について同じ者が2者以上となった場合は、審査会にて協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。なお、応募者が1者の場合においてもプロポーザルは成立する。

(4) 選定委員会は、審査結果を西京区長（以下「区長」という。）に提出する。

（決定）

第5条 区長は、前条による審査の結果を踏まえ、受託者を決定する。

（補則）

第6条 この要領の施行に関し、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成31年3月31日をもって廃止する。

第1号様式（第3条関係）

「西京区おさんぽMAP（桂駅周辺エリア）」及び
「西京区おさんぽMAP（洛西エリア）」作成業務受託候補者審査表

審査者名（ ）

評価項目	評価項目	配点					備考
		A	B	C	D	E	
基本方針 の理解	「おさんぽMAP」の基本方針を理解し、観光の分散化、交流人口の増加など、各エリアの課題を把握しているか。	15	12	9	6	3	
	地域性、公共性、業種等を重視した広告募集が可能か。	20	16	12	8	4	
実施体制	同種・類似業務の実績を有しているか	15	12	9	6	3	
	マップ作成のスケジュール	10	8	6	4	2	
	トラブル等への対応	10	8	6	4	2	
その他の 提案	提案者側から積極的な提案があるか	10	8	6	4	2	
部数	以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 20点×（受託希望者中の最低部数）/（各受託希望者の部数）	20	16	12	8	4	
合計得点							

※ A：優れている B：やや優れている C：妥当 D：やや不十分 E：不十分
※ 配点がD又はEの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。